

公調委平成24年（セ）第8号

福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任
裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して1140万円を支払え。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人福津市の設置管理する下水道処理施設である浄化センターの造成・建設工事において、大型車両・重機等による騒音・振動、水質汚濁、地盤沈下等が発生し、被害を受けたと主張して、被申請人福津市及び上記工事の委託を受けた被申請人日本下水道事業団に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して、売上げ減少による損害金490万円、慰謝料650万円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人の夫は、昭和60年10月1日、福岡県宗像郡福間町（福間町と津屋崎町の合併後は福津市上西郷）a所在の店舗を賃借してラーメン店

(以下「本件ラーメン店」という。)を営んでいたが、平成19年末をもって廃業した。

本件ラーメン店は、bドライブインの1店舗であった。(甲A20, 申請人本人1頁)

イ 被申請人福津市は、平成17年1月24日、福間町と津屋崎町が合併した普通地方公共団体である。

(2) 本件裁定申請に至る経緯等

ア 被申請人福津市は、c教授の見解を踏まえ、平成11年2月1日、d南側地点に浄化センターを建設することを決定し、e区に対してその旨を申し入れた。e区では、被申請人福津市による地元説明会が開催され、同年12月、委員14名から構成されるe区浄化センター対策委員会(以下「対策委員会」という。)が被申請人福津市との協議の窓口として発足し、浄化センター建設計画について調査・検討を行った。

e区と対策委員会は、平成12年8月9日付けで、福間町長に対し、基幹道路の整備を行うことなどの要望を提出した。そして、対策委員会は、要望に対する福間町長の回答を踏まえ、同年12月1日付けで、e区民に対し、浄化センターの建設を前提に福間町と交渉していくことなどを記載した「福間町公共下水道浄化センター建設計画に関する報告」と題する書面をe区民に配布した。(甲A1-1, A3-2)

イ 被申請人福津市は、平成15年6月23日、f共同企業体との間で、福間町議会の議決を受けることを条件として、浄化センター造成工事の請負仮契約を締結した。被申請人福津市は、同月27日、上記工事について福間町議会の議決を受けた。同年度末における建設用地は、福間町gほか29筆であり、延べ面積は5万3538㎡であった。

被申請人福津市は、平成16年2月9日、f共同企業体との間で、浄化センター造成附帯工事の請負契約を締結した。

これらの工事（以下「本件造成工事」という。）は、平成16年3月までに完了した。（乙A3, A4）

ウ 被申請人福津市は、平成16年6月1日、被申請人日本下水道事業団との間で、福間町議会の議決を受けることを条件として、福間町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定を締結した。被申請人福津市は、同月25日、福間町議会の議決を受けた。

被申請人日本下水道事業団は、平成17年3月7日、同年8月31日、同年12月1日、それ以降も順次、建設会社等との間で、工事請負契約を締結し、建設会社等は、浄化センターの建設を開始するなどした。

これらの工事（以下「本件建設工事」といい、本件造成工事と併せて「本件工事」という。）は平成20年3月には完了し、浄化センターは同月31日から供用を開始した。

その後も、浄化センターにおいて、追加の水処理施設の建設工事などが行われている。（甲B11, 乙A1, 2, 乙B1-1, B1-2, B1-3）

エ 申請人は、平成24年9月20日、本件裁定申請を行った。

(3) 本件ラーメン店と浄化センターとの位置関係等

本件ラーメン店と浄化センターとの位置関係は、別紙図面のとおりである。本件ラーメン店は国道○号に面している。

2 当事者の主張

【申請人の主張】

- (1) 被申請人らは、平成15年6月、申請人が夫とともに営んでいた本件ラーメン店の隣接地において、造成工事に着手し、本件ラーメン店を廃業する平成19年末まで本件工事を行っていた。
- (2) 平成15年10月には、本件ラーメン店の真裏である軒下まで大型重機・ダンプ等が数台来訪し、激しい騒音・振動が発生するとともに排気ガス等が

店内に入った。

本件造成工事における騒音・振動によりbドライブインの1店舗の壁が落下し、さらに家屋のひび割れ、共有浄化槽コンクリートのクラック等が発生した。

- (3) 平成17年3月の本件建設工事の開始以降、大型車両・重機等が暫時増加し、稼働するようになった。本件建設工事期間中、騒音・振動・水質汚濁・地盤沈下等が常時発生し、騒音・振動・水質汚濁・排気ガス等をまともに受けた。特に晴天時、風向きによっては激しく申請人の負担は増大し、精神的被害を被り続けた。

本件建設工事による騒音は、本件工事現場がすり鉢状であり、周囲は小山の傾斜と、本件ラーメン店や隣接する建物の壁面等によって、反射（屈折反響）するのも明らかであり、この反射音は、ストレートに本件ラーメン店に届くと考えられる。これら複合的競合的に発生する音を合成すると、環境基準値を超えることは明らかである。また、振動については、本件ラーメン店に震度3ないしそれを超える振動をもたらしていた。

- (4) 本件工事に使用する凝固剤に六価クロムが混入されており、それが本件ラーメン店の利用している井戸の水系に将来混入するおそれがあることや水質検査で大腸菌が検出されたことなどの問題から風評被害が発生し、従来からの売上げ不振等に追い打ちをかけることとなった。

また、本件工事による工事関係車両・重機の出入りにより昼食前後の時間の営業は、客の減少という影響を受けている。

- (5)ア 本件工事により生じた騒音・振動等により本件ラーメン店の売上げが減少し、損害を受けた。

本件工事が着工された平成15年6月から同年12月末までは44万円、それ以降平成19年までの4年間については合計490万円の損害を受けた。

イ 加えて、申請人は、特に本件工事による騒音・振動により、健康被害（血圧の上昇、心臓の動悸、睡眠不足、食欲減退、希望消失等）を受難した。

これを慰謝するには、平成15年6月から同年12月末まで50万円、それ以降の4年間は合計400万円が相当である。

【被申請人らの主張及び反論】

- (1) 浄化センターの建設に際し、申請人が主張する不法行為に該当する被申請人らの行為は存在しない。
- (2) 申請人は、平成19年末に本件ラーメン店を廃業したのであるから、仮に被申請人に不法行為が成立するとしても、このような不法行為は、遅くとも同年12月31日をもって終了しているはずである。

よって、同日から3年を経過することにより消滅時効が完成している。

第3 当裁定委員会の判断

1 売上げ減少による損害賠償請求について

申請人は、本件工事に使用する凝固剤に六価クロムが混入されていたため、これが本件ラーメン店の使用する井戸に混入するおそれがあり、風評被害が発生したなどと主張する。

しかし、風評被害が公害に係る被害といえるかは措くとしても、本件工事に六価クロムを含む凝固剤が使用されていたとしても、その使用自体が直ちに違法となるわけではないところ、本件工事により六価クロムが溶出して井戸水に混入したことを認めるに足りる証拠はない。しかも、本件ラーメン店の売上げを示す客観的な証拠は平成6年及び平成7年の確定申告書（甲A20, 21）しか提出されておらず、本件ラーメン店の売上げの減少を認めるに足りる的確な証拠がないから、売上げの減少という損害を認めることはできず、風評被害が発生したともいえない。また、申請人は、本件工事の騒音・振動が来店する客に心理的な影響を与え、客足が減少していったなどと供述するが（申請人本

人10頁)、売上の減少という損害を裏付ける的確な証拠がない点は同様である。仮に本件ラーメン店の売上の減少があったとしても、売上の減少には競合店の存在など様々な要因が考えられるのであって、本件工事と売上の減少との間に相当因果関係を認めることはできない。

なお、証拠(乙A7の1の1・2, A7の2の1・2)によれば、平成15年10月14日と同年12月24日に本件ラーメン店の使用する井戸から採取した試料より大腸菌群が検出されていることが認められるが、本件造成工事前の井戸の水質調査結果が客観的に明らかではない上、大腸菌群の検出についてはトイレからの汚水の混入などの原因も考えられるのであるから、本件工事と大腸菌群の検出との間の何らかの因果関係を認めることはできない。

以上によれば、売上減少による損害賠償請求については理由がない。

2 健康被害を理由とする損害賠償請求について

(1)ア 本件造成工事による騒音・振動については、客観的な証拠が提出されていない。他方、証拠(乙B4, 5)によれば、本件建設工事における平成17年6月3日から同年10月21日までの間に測定された騒音レベルが、測定点①(敷地境界本件ラーメン店裏側)において59.0dBから84.7dB、測定点②(敷地境界国道〇号側)において79.1dBから96.1dB、鉛直方向振動レベルが、測定点①において27.8dBから55.5dB、測定点②において49.7dBから65.5dBであったこと、本件建設工事における平成17年10月27日から平成19年10月24日までの間に測定された騒音レベルが、測定点①において50.4dBから80.2dB、測定点②において66.9dBから84.7dB、鉛直方向振動レベルが、測定点①において36.1dBから66.3dB、測定点②において29.9dBから60.5dBであったことが認められる。

被申請人日本下水道事業団は、平成17年10月27日から平成19年10月24日までの工事が騒音規制法及び振動規制法の規制対象になるこ

とを自認しているところ、騒音規制法及び振動規制法による特定建設作業の規制値を超える騒音・振動は存しない。

イ 申請人は、特に本件工事における工事の騒音・振動により血圧の上昇、心臓の動悸、睡眠不足、食欲減退、希望消失等の健康被害を被った、造成工事の際には本件ラーメン店裏側の軒下まで大型重機・ダンプが数台進入したなどと主張する。

確かに、証拠（甲A1-4、A26、乙A12）によれば、本件工事の造成工事中に本件ラーメン店裏側の土地にも変更が加えられたことが認められるから、本件ラーメン店裏側の土地内に重機等が進入し、本件ラーメン店に近接した地点において、作業を行った可能性が認められる。

しかし、上記アのとおり、本件造成工事については、騒音・振動に関する客観的な証拠は存しない上、申請人が主張するところのbドライブインの1店舗の壁の落下などについても、これを認めるに足りる的確な証拠はない。そして、申請人は、健康被害を理由に通院した事実がなかったことを自認している上、申請人の健康被害を裏付ける診断書は存しない。申請人は、振動による不安感が大きかったものの、本件造成工事では体調を崩すことはなかったことを供述しているから（申請人本人5頁）、本件造成工事による申請人の健康被害の発生を認めることはできない。

また、本件建設工事については、申請人は、本件建設工事における騒音・振動そのものには怖さや不安を感じなかったとしているのであるから（申請人本人6頁）、本件建設工事による健康被害の発生を認めることはできない。

ウ なお、申請人は、本件建設工事で使用された凝固剤に六価クロムが使用されており、これが本件ラーメン店で使用する井戸に混入することを憂い、体調を崩したなどと供述する（申請人本人7・10頁）。

しかし、申請人の供述を前提にしたとしても、前記1で検討したように、

六価クロムを含む凝固剤の使用自体に違法性が認められない上、申請人も、凝固剤に猛毒が含まれるという客の発言内容を聞いたのみで、被申請人日本下水道事業団に対し、その真実性を確認することはなかったというのである（申請人本人22頁）。そうすると、申請人は、凝固剤に猛毒が含まれるという客の発言を鵜呑みにしたために不安を覚えたにすぎず、これにより体調を崩したとしても、凝固剤の使用と体調不良との間に相当因果関係を認めることもできない。

- (2) 仮に何らかの健康被害が申請人に発生したとしても、証拠（甲A1, A5, B1, B3, B6, B7）によれば、申請人の夫やその委任を受けた申請人代理人が、平成19年2月20日から本件ラーメン店から退去するまでの間、被申請人福津市あるいは被申請人日本下水道事業団に対し、複数回、被申請人らが実施した本件工事による被害を訴えていたことが認められ、申請人もこれを認識していたのであるから、遅くとも本件ラーメン店から退去した同年末の時点で、被申請人らに対して損害賠償請求権を行使することが事実上可能な程度に損害及び加害者を知っていたといえる。

被申請人らが、平成25年7月4日（第1回審問期日）において、消滅時効を援用するとの意思表示をしたことは当裁定委員会に顕著であるから、平成19年末から消滅時効の期間である3年を経過した平成22年末をもって消滅時効が完成しているといわざるを得ない。

申請人は、浄化センターの工事が続行中であり、消滅時効は完成していないなどと主張するが、申請人が本件ラーメン店から退去している以上、申請人との関係で不法行為が継続しているとはいえないし、退去した時点においてすべての損害について損害賠償を請求することが可能であるから、申請人の主張は採用できない。

以上によれば、健康被害を理由とする損害賠償請求についても理由がない。

3 行政による説明責任について

申請人は、被申請人らが本件工事開始前に事前の説明をすべきであったにもかかわらず、これを怠ったなどと主張する。

しかし、仮に被申請人らに説明義務があったとしても、説明義務違反をめぐる争いは公害に係るものとはいえない上、これと申請人が主張する売上げの減少、健康被害との間に相当因果関係は認められない。

4 結論

よって、本件裁定申請はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成25年12月3日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 柴山秀雄

裁定委員 杉野翔子

裁定委員 富樫茂子

(別紙省略)